

我孫子市公共工事の前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する公共工事の適正かつ円滑な施工を図るため、前金払及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いに関し、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 市の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 設計・調査等 土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造又は測量をいう。
- (4) 継続事業 継続費又は債務負担行為（以下「継続費等」という。）に基づく事業で、会計年度が2か年以上にわたるものをいう。
- (5) 契約金額又は出来高予定額 契約に係る金額について、単年度事業のものについては「契約金額」、継続事業のものについては「当該会計年度における出来高予定額」とする。
- (6) 工期又は実施期間 公共工事に係る期間について、単年度事業のものについては「工期」、継続事業のものについては「当該会計年度における工事実施期間」とする。
- (7) 保証事業者 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第5条第1項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社をいう。
- (8) 保証契約 保証事業法第2条第5項に定める保証契約をいう。

(前金払の対象)

第3条 前金払の対象となる公共工事は、1件当たりの契約金額又は出来高予定額が500万円以上のものとする。

2 市長は、前項に規定する公共工事を発注しようとするときは、あらかじめ、入札参加者等に対し、規則第125条又は第136条第2項に規定する方法その他の方法により、これを明示するものとする。

(前金払の範囲及び割合)

第4条 市長は、次の各号に掲げる公共工事の経費について、当該各号に定める範囲内で前金払をすることができる。

(1) 建設工事における材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費にあつては、契約金額又は出来高予定額の10分の4以内

(2) 土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造における建設コンサルタント及び地質調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該建設コンサルタント及び地質調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費にあつては、契約金額又は出来高予定額の10分の3以内

(3) 測量における材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費にあつては、契約金額又は出来高予定額の10分の3以内

(保証契約の締結)

第5条 前金払の対象となる公共工事の受注者が前払金を請求するときは、保証事業者と当該公共工事の工期又は実施期間を保証期間とする保証契約を締結しなければならない。

2 継続事業については、前会計年度末における出来高額が、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長しなければならない

い。

(前金払の申請等)

第6条 前金払を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出して、会計年度ごとに前金払を申請しなければならない。

- (1) 本市と第3条第1項に規定する前金払の対象となる公共工事の契約を締結したことを証する書類
- (2) 前金払申請書(様式第1号)
- (3) 保証事業者の前払金保証証書(原本)
- (4) 保証事業者の前払金保証約款
- (5) 前払金請求書(様式第2号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請書類の内容を審査の上、前払金を支払うものとする。

3 継続事業については、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金を請求することができない。

(前払金の追加請求等)

第7条 前条第2項の規定により前払金の支払を受けた者は、当該前払金に係る契約に変更があったことに伴い、当初の契約金額又は出来高予定額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の契約金額又は出来高予定額について、第4条の規定により計算した前払金の額から当該会計年度において既に支払を受けた前払金の額を差し引いた額の前払金を追加して請求することができる。この場合において、追加払いの申請等については、前2条の規定を準用する。

2 前条第2項の規定により前払金の支払を受けた者は、当該前払金に係る契約に変更があったことに伴い、当初の契約金額又は出来高予定額に著しい減額が生じたときは、当該会計年度において既に支払を受けた前払金の額が、建設工事にあつては変更後の契約金額又は出来高予定額の10分の5、設計・調査等にあつては変更後の契約金額又は出来高予定額の10分の4を超えるときは、その超える額を当該前払金に係る契約に変更があった日から30日以内に市長に返還しなければならない。

(中間前金払の要件)

第 8 条 中間前金払の対象は、第 3 条及び第 4 条の規定により前払金の支払を受けた建設工事で、次の各号に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前払金の支払が終了していること。

2 継続事業に係る契約において、前項第 4 号に規定する前金払が各会計年度の出来高予定額に対して行われている場合における同項の規定の適用については、同項第 3 号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」とする。

3 第 3 条第 2 項の規定は、第 1 項に掲げる要件に該当する建設工事について準用する。

(中間前金払の範囲及び割合)

第 9 条 市長は、前条第 1 項に規定する中間前金払については、第 4 条第 1 号に規定する工事の経費について契約金額又は出来高予定額の 10 分の 2 に相当する額の範囲内で中間前金払をすることができる。ただし、前金払及び中間前金払をする前金払の合計額は、契約金額又は出来高予定額の 10 分の 6 を超えることができない。

2 継続事業に係る契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事の金額に対してすることができる。

3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

(中間前金払の請求手続等)

第 10 条 中間前金払の支払を受けようとする受注者（以下この条において「請求者」という。）は、中間前金払認定請求書（様式第 3 号）に、工事履行報告書（様式第 4 号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により中間前金払認定請求書の提出があったときは、当該提出日から 7 日以内に第 8 条第 1 項各号に掲げる要件を満たしているか否かを調査し、適当と認めるときは、中間前金払認定調書（様式第 5 号）

により、請求者に通知するものとする。

3 前項の規定による認定を受けた請求者が中間前払金の支払を受けようとするときは、中間前金払に係る届出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 中間前払金請求書（様式第7号）
- (2) 中間前金払に係る工事の契約書の写し
- (3) 保証事業者が交付する保証証書（以下「保証証書」という。）

4 中間前払金の支払は、中間前金払に係る届出書を受け取った日から14日以内に、請求者が保証証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むことにより行うものとする。

（中間前払金の額の変更）

第11条 市長は、中間前金払をした後、契約内容の変更により契約金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前払金の額を差し引いた金額以内の中間前払金の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前払金の請求手続及び支払の方法については、前条の規定を準用する。

2 中間前払金の支払を受けた受注者は、変更後の契約金額が当初の契約金額より著しく減額した場合において、既に支払を受けた前払金の額及び中間前払金の額が変更後の契約金額の10分の6を超えたときは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。

（中間前払金の支払による制限）

第12条 第10条第4項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該工事について規則第156条の規定による部分払により経費の支払を請求することはできない。

2 受注者は、契約に基づく給付の既納部分又は既済部分に対し、その完納又は完済前に代金の一部を支払う特約がある工事を受注する場合において、中間前金払と部分払のいずれかを選択し、部分払を選択するときは、部分払に係る届出書（様式第8号）を契約前に市長に提出しなければならない。

3 契約締結時までには部分払に係る届出書の提出がない場合は、中間前金払を

選択したものとみなす。

- 4 受注者は、第2項の規定により選択した中間前金払（前項の規定により中間前金払を選択したものとみなされた場合を含む。）又は部分払を変更するときは、中間前金払・部分払の変更届（様式第9号。次項において「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、既に中間前金払又は部分払の支払を受けた後は、変更することができない。
- 5 市長は、前項の規定により変更届の提出があったときは、速やかに変更契約の手続を行うものとする。
- 6 受注者は、第1項の規定にかかわらず、継続事業に係る契約の場合は、各会計年度の支払限度額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を請求することができる。

（前払金及び中間前払金の使途）

第13条 前払金及び中間前払金の支払を受けた者は、第4条各号に掲げる公共工事の経費以外に充当してはならない。

（前払金及び中間前払金の返還）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 当該公共工事の契約が解除されたとき。
- （2） 保証事業者が保証契約を解除したとき。

2 市長は、前払金又は中間前払金の支払を受けた者に対して、前項の規定によりその返還を請求した場合において、返還期限までにこれを返還しないときは、遅滞損害金を納付させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に公告、指名通知又は見積依頼を行った契約について適用する。
（我孫子市公共工事中間前金払取扱要綱の廃止）
- 2 我孫子市公共工事中間前金払取扱要綱（平成28年告示第87号）は、廃止する。